

## 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関するQ & A

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関して、よくある問い合わせを一覧表にしました。届出に際し、不明な点がある場合は参考にしてください。

Q & Aにない状況で判断に困った場合は、介護保険室管理係にお問い合わせください。

### 【届出の時期】

**Q：軽度者が初めて例外給付を利用する場合、算定はいつからになるか。**

A：市が福祉用具貸与の必要性を判断した場合、確認依頼書の受付日から算定できます。

※確認依頼書の提出を忘れた場合、遡及しての算定はできません。

**Q：新規（区分変更）申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどのように取り扱えばよいか。**

A：認定申請日以降の暫定ケアプラン作成にあたり、要介護認定者と同様、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議での当該福祉用具の必要性が判断される場合は確認依頼書の提出は可能であり、原則として保険者確認日以降の暫定の貸与を開始することはできます。

ただし、認定が確定する前ですので、非該当認定時や認定確定前の資格喪失等により保険給付を遡及して受けられなくなることがありますので、利用者に自己負担の可能性の説明をしてください。

**Q：暫定ケアプランで軽度者申請を事前に行い、貸与開始したが、認定結果が確定後に再度軽度者に係る福祉用具貸与の届出は必要か。**

A：改めての届出は不要です。ただし、認定結果確定後に新たな品目を追加で貸与する場合には再度届出を行ってください。

**Q：現在軽度者に該当する利用者が更新申請中だが、新規に福祉用具貸与を行うことになった。更新後も軽度者に該当する見込みがあるが、この場合届出はどのように行えばよいか。**

A：軽度者に対する福祉用具貸与の手順にのっとり、更新前と更新後の認定期間でそれぞれ届出を行ってください。更新後の認定有効期間と貸与開始時期が近い場合は、同時に二枚届出を提出してもかまいません。

**Q：軽度者に対する福祉用具貸与の届出をしている利用者が、更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要があり、介護度も同じになることが見込まれるが、どのタイミングで市への届出を行えばよいか。**

A：更新後の認定有効期間が始まる前に必要書類を整えて届出を行ってください。

Q：現在は市民ではないが、常総市に転入予定であるときは福祉用具貸与理由書の提出を行うことは可能か？また、転入前の市町村においては福祉用具貸与の例外給付の基準に相当する確認を受けているが、この確認によって常総市に転入以降も引き続き貸与を受けることができるのか。

A：福祉用具貸与は、他の居宅サービスと同様に被保険者が実際に生活する環境において行われるものです。また、本市の被保険者資格を有する日よりも以前に確認依頼書の提出を行っても、当該日付から常総市を保険者とした福祉用具貸与が可能となるわけではないため、原則として本市への転入日以降の届出をお願いします。

また、転入前の保険者による確認を受けていた場合にあっては、本市に転入後引き続いて当該福祉用具貸与を受ける場合には、常総市に対してあらためて届出を行う必要があります。

なお、主治医の所見を確認できる書類については、該当する状態像について記載のある医師が作成した書類を従前の支援事業者から引き継いでいる場合は、その写しでもかまいません。

### 【再届出の必要性の判断】

Q：居宅介護支援事業者が変更になったことを理由に、再度確認依頼書の届出の必要はあるか。

A：事業所間の連携(書面での引継ぎを確実に行う)があり、新規居宅(介護予防)介護支援事業所においてもケアマネジメントの結果、当該福祉用具貸与が必要であれば再度の届出は不要です。

Q：認定有効期間中であるが状態悪化等により、現在貸与している物を変更したい場合は再度届出が必要か。

A：同一種目の場合は届出の必要はありません。

※常総市への届出が不要なだけであり、サービス担当者会議を開催し適切なケアマネジメントを行っていることが前提です。

ただし、異なる種目の場合は届出の必要あり。(例：体位変換器⇒床ずれ防止用具)

Q：認定有効期間中に、貸与種目及び貸与品目が増えた場合は再度確認届出書の提出は必要か。

A：種目が増えた場合は、届出が必要。(例：ベッド(特殊寝台)をレンタルしていたが、今後は車いすもレンタルしたい。)

品目が増えた場合(同一種目の場合)は、届出は不要。(例：今までベッド(特殊寝台)

とサイドレール（特殊寝台付属品）をレンタルしていたが、サイドテーブル（特殊寝台付属品）を追加でレンタルしたい。）

※常総市への届出が不要なだけであり、サービス担当者会議を開催し適切なケアマネジメントを行っていることが前提です。

### 【医師の所見】

Q：福祉用具貸与にあたり、担当者会議を開催したが、緊急だったため、主治医の意見の聴取が担当者会議に間に合わなかった。担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、通常通り軽度者の届出を行っても問題ないか。

A：主治医の意見に基づいて担当者会議を開催することと定められているため、主治医の意見を確認する前に行った担当者会議では軽度者に対する福祉用具貸与を根拠付けるものとみなすことができません。主治医の意見をもとに再度担当者会議を開催してください。

Q：主治医意見書の開示が間に合わない。診断書も頼めないし、主治医から意見を聴取したいが直接連絡もとれない。それでも主治医の意見がないと届出を行っても承認はもらえないか。

A：主治医の意見に基づいて例外的に給付を認める制度です。どのような場合でも主治医の意見がない場合は承認できません。どうしても文書や直接聴取する等の方法で主治医の意見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見をもらってください。その場合は、内容を聴取記録に記載するほか、経緯を支援経過にしっかり記録するようにしてください。

### 【貸与開始の時期】

Q：被保険者が例外給付の基準に相当する場合であるとき、当該福祉用具貸与を保険給付とすることができるのはいつか。

A：保険者が確認を行った日以降に保険給付による貸与が可能となります。

Q：更新申請中だった利用者の認定結果が遅れ、認定有効期間終了間際に結果が出た。数日で新しい認定有効期間が開始となるが、認定結果が遅れたため、サービス提供者や利用者との都合が合わず、担当者会議を新しい認定有効期間の開始前に開催することができない。継続して福祉用具の利用が必要だが、担当者会議開催日より遡って貸与開始として届出を行ってもかまわないか。

A：届出前からの遡り給付は原則できません。新規の貸与や、新規申請・区分変更申請中の貸与については、暫定プランを作成して対応するようにしてください。

## 【その他】

**Q**：特殊寝台を借りる場合、サービス担当者会議記録等にどんな項目を記入すればよいか。

**A**：誰が読んでもその必要性が伝わる内容であれば十分です。以下を参考にしてください。

①特殊寝台（主に背上げ・足上げ機能）が必要な具体的な理由

※一般寝台では対応できない理由

②本人の病名・症状・身体状況（カテーテル・ストマ・床ずれ・浮腫等の有無、起き上がり・立ち上がり・寝返り等の状況）

③本人の生活状況・家族状況・援助内容等

④特殊寝台を使用することによって、どのような効果が得られるのか

**Q**：今は布団を使用しているが、「立ち上がり時の高さが必要」などの理由により、特殊寝台を借りることはできるか？

**A**：この場合には、まず一般寝台の利用から検討してください。医学的所見から一般寝台とは異なる機能（主に背上げ、足上げ機能）が必要であると判断される場合に、特殊寝台を検討することとなります。

**Q**：介護保険の給付を受けずに車椅子、特殊寝台を使用している者が、車椅子付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

**A**：既に車椅子、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車椅子付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能です。

お問い合わせ先

常総市役所 保健福祉部  
幸せ長寿課管理係

☎ 0297-23-2913（直通）